ひろぎん 総合口座等取引規定集



お客さまへ

次の規定は、当該各取引の約款です。 必ず、ご確認ください。

株式会社広島銀行

目 次

○ひろぎん総合口座取引規定	1
○普通預金規定	6
○ひろぎん貯蓄預金規定	10
○ひろぎん納税準備預金規定	13
○振込規定	16
○ひろぎんカード規定	18
○ひろぎんICキャッシュカード特約 ·····	21
○ひろぎんデビットカード取引規定	22
○Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス取引規定 ·········	24
○Pay-easy(ペイジー)料金等払込サービスATM取引規定	25
○定期性預金・共通規定 ····································	26
○自動継続期日指定定期預金規定	28
○自動継続自由金利型定期預金(M型)規定複利型	29
○自由金利型定期預金(M型を含む)の期限前解約利率表	30
○盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん	
ならびに本人確認の取扱に関する特約	31

ひろぎん総合口座取引規定

(総合口座取引)

(1) 次の各取引は、ひろぎん総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。) ができます。

普通預金 \bigcirc

別の日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、 期預金および変動金利定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。) 2号の定期預金を担保とする当座貸越 、自由金利型定期預金、自由満期定

- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。 (3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の 当該各取引の規定により取扱います。

(取扱店の範囲)

- 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸 越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。 (2) 定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続
- は当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。

(定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、自動解約入金方式のものを除き、満期日に前回と同一の期間に自動的に継 続します。

ただし、 自動継続方式の期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長 預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

継続された預金についても前項と同様とします。

が 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に 申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたとき はその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

(預金の払戻し等)

- () 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求 書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)して、こ の通帳とともに提出してください。
- ・ 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
-) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当 座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うか は当行の任意とします。

(預金利息の支払い)

- 普通預金の利息は、毎年3月と9月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。 (1)
- 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場 合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

(当座貸越)

-) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的 (1)
- に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。 (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(1円未満は切捨てます。)または200万円のうちいずれか少ない金額とし
- ます。
 (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1 項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

(貸越金の担保)

- 7. この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保としま す。 この取引の定期預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権
 - を設定します。
 (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから 順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継

続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
(3)① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

(貸越金利息等)

① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。 (1)(1)

この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合 В その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

 \mathbf{C}

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合 D

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

Ε 自由満期定期預金

その自由満期定期預金ごとにその「5年」の利率に年0.5%を加えた利率

-) 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金のいずれの残高が零となった場合 には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。 定期預金を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあり
- ます。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)
- とします。

- (届出事項の変更、通帳の再発行等) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行 (1)は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払 い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間
- をおき、また、保証人を求めることがあります。 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着 しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(成年後見人等の届出)

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人 等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人
- の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任が されている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5)

(印鑑照合等) 11.

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証) を届出の印鑑(または署名・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じ た損害については、当行は責任を負いません。

(即時支払)

- 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなく (も、それらを支払ってください。 (1)
 - ても、それらを支払ってくたさい。 ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立、その他これと類する倒産処理手

- ② 相続の開始があったとき ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6ヶ月を経過したとき ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき ② 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払 ってください。
 - 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

(解約等) 13.

- (1)
- (日本の) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の音思によるずに関盟されたことが明らかになった場合または預金口座の名義人の音思によるがになった場合。
 - 人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - 口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または口座開設時の 提出資料が真正でないことが判明したとき

 - この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合 この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認め られる場合
- 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切で (3) ある場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。 ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した
 - 場合
 - 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - 暴力団 Α
 - 暴力団員 В
 - 暴力団準構成員 \mathbf{C}
 - D
 - 暴力団関係企業 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 その他前各号に準ずる者 E
 - 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為 A
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為 В
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為 C
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の 業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- この預金が、最終の預入れまたは払出から5年間利息決算以外の入出金がない場合には、 当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止さ れその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、 行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(通知等) 14.

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(差引計算等)

- この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うこと (1)ができるものとします。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものと します。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

 ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

(譲渡、質入れの禁止)

- 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡 (1)または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行 います。

(保険事故発生時における預金者からの相殺)

定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項により貸 越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします

では、 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方 法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相 殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先し て貸越金に充当することとします。 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅 滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができる ものとします。

第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日ま

- でとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるまでします。 によるものとします。 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用す
- るものとします。
) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
 (災害等による免責)

18.

次の各号の事由により振込・振替金等の入金不能、入金遅延等があっても、これによって 生じた損害については、当行は責任を負いません。

災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

- 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわら 端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

(通帳による預金の払戻し)

通帳による普通預金の払戻しについては次により取扱うほかこの規定の他の条項を準用し

- (1) 原則として当行がキャッシュカード(ただし法人カードを除きます。)を発行している 預金者に限り、当行の現金自動預入支払機(以下「当行ATM」という。)を使用してこ の通帳により普通預金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしな い取扱もできます。
- (2) 当行ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMに通帳を挿入し、届出の暗証番号(以下「暗証」という。)および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
 (3) 停電、故障等により当行ATMが停止しその取扱ができないときは前項の取扱はできま

せん。

- 一般。 暗証を変更するときは当行ATMを使用して暗証を変更してください。または当行所定の書面によって当行に届出てください。)この規定に定めのない事項は、ひろぎんカード規定により取扱います。

20.

(1)

- (当行の現金自動預入支払機による定期預金の預入)

 当行ATMにおいて、総合口座通帳内の定期預金の預入ができます。

 当行ATMで預入可能な定期預金の種類は、スーパー定期(預入期間1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年)または期日指定定期預金(預入期間 3年)とします。

 1回の操作につき預入できる金額は、現金の場合100万円まで、キャッシュカードからの振替(普通預金・貯蓄預金)の場合は、当行所定の金額の範囲内とします。
 なお、1日あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。
- この規定の定めのない事項は、当行所定の各種預金規定により取扱います。

(当行の現金自動預入支払機による定期預金の解約)

- 通帳と同一通帳内の普通預金または貯蓄預金のキャッシュカードを当行ATMに挿入し、 暗証の入力により定期預金を解約することができます。
- 当行ATMで解約することのできる定期預金は総合口座通帳内の定期預金に限ります。なお、当行が解約することのできる定期預金の種類を別に定めたときは、その定めに従う ものとします。また、期日指定定期預金を据置期間(1年)満了日から最長預入期限(3年) までの間に解約する場合には、期日指定定期預金規定にかかわらず、解約の1ヶ月前に満 期日の指定があったものとして取扱います。
- (3) 解約できる定期預金の上限金額は、1件あたり元金100万円とし、100万円を超える場合 にはお取扱いできません。また、1日の取扱限度額は、500万円とします。なお限度額は、予告なしに当行が変更できるものとし、変更した場合は、その定めに従うものとします。) 定期預金の解約は、お預り番号単位でご指定ください。なお、1回の操作につき1お預かり番号のみのお支払とし、元金の一部のお支払はできません。) 解約元利金については、元金と利息の合計額から利子税額を控除した差引支払額を当行ATMに持入されたキャッシュカードの口座(普通預金)に入金します。

- 次の場合は、本取扱はできません。
 - 通帳またはキャッシュカードの紛失もしくは盗難の届出がなされている場合。
 - 相続の開始があった場合。
- ② 相続の開始があった場合。
 ③ 破産、民事再生手続開始の申立があった場合、または取引対象の定期預金に(仮)差押がなされた場合。
 ④ 当行の債権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。
 ⑤ 満期日に自動継続が停止している場合。
 ⑥ 前各号のほか、解約にあたり特別な手続きを必要とする場合。
) 通帳とキャッシュカードが当行ATMに挿入され、入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ解約に応じるものとします。
) この規定に定めのない事項は、当行所定の各種預金規定、ひろぎんカード規定により取扱います。
- 扱います。

(通帳・暗証の管理等)

-) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用された通帳が、当行が本人に交付した通 帳であること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法に より確認のうえ預金の払戻しを行います。
- 通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人 に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。通帳が偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたこ とを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けた ときは、直ちに通帳による預金の払戻し停止の措置を講じます
- 通帳の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。 (**当行の現金自動預入支払機による偽造通帳等による払戻し等**)

当行ATMを使用した偽造または変造通帳による払戻しについては、本人の故意による場 当17A1Mを使用した偽造または愛追地帳による払戻しにうけては、本人の敬意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、通帳および暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。
4. (当行の現金自動預入支払機による盗難通帳による払戻し等)

- (**当行の現金日期頂人又が成による魚無地域による私戻しま**) 通帳の盗難により、他人に当該通帳を不正使用され生じた当行ATMによる払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害 (手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。 ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測さ

③ 当行に対し、警察者に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

る金額を補てんするものとします。 (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行わ れた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難通帳等を用いて行われた不正な預金払 戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されな

いものとします。

- 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、 当行は補てん責任を負いません。
 - 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれ かに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

- る 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人 (家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合 こ 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽り の説明を行った場合
- 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して通帳が盗難に あった場合

以上

普通預金規定

(取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取 立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受人れます。 (1)
- 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

- 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額 によって取扱います。
- 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じて その取立手数料をいただきます。

(振込金の受入れ) 3.

この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信によ る取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

(受入証券類の決済、不渡り)

- 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ (1)受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日
- は、通帳の摘要欄に記載します。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は
- 当店で返却します。 (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類につい て権利保全の手続をします。 **(預金の払戻し**)

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)に

より記名押印(または署名・暗証記入)してこの通帳とともに提出してください。

- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続を してください。 (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支
- 払うかは当行の任意とします。

(利息) 6.

Iの預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高か ら除きます。)1,000円以上について付利単位を1円として、毎年3月と9月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は 金融情勢に応じて変更します。

(届出事項の変更、通帳の再発行等)

- この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行 (1)は責任を負いません。
- この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、 行所定の手統をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める ことがあります。

(成年後見人等の届出)

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人 等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人 の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(明報報の周の四の間に生した損害については、当行は貢仕を負いません。 (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届出の印鑑(または署名鑑・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(譲渡、質入れの禁止)

この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行 (2)います。

(反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするもの とします。

(解約等) 12.

- この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に 通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知によ り解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住 所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義 人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または口座開設時の

- 提出資料が真正でないことが判明したとき この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合 この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認め られる場合
- 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預 金口座を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した 場合
- 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

暴力団 Α

- 暴力団員 В
- 暴力団準構成員 \mathbf{C}
- D 暴力団関係企業
- 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 その他前各号に準ずる者 Ε

F

預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 暴力的な要求行為

法的な責任を超えた不当な要求行為

- 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為 C
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の 業務を妨害する行為

その他前各号に準ずる行為

- この預金が、最終の預入れまたは払出から5年間利息決算以外の入出金がない場合には、 当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当 行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(通知等) 13.

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(災害等による免責)

・ 次音等による光見) 次の各号の事由により振込・振替金等の入金不能、人金遅延等があっても、これによって 生じた損害については、当行は責任を負いません。 ① 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわら ず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

(保険事故発生時における預金者からの相殺) 15.

この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めに より相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保する ため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保する ために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対 する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅 滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができる ものとします。
- ものとします。 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その 期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとし ます。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては 当行の定めによるものとします。 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとしま
- (4)
- 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

(通帳による預金の払戻し)

通帳による普通預金の払戻しについては次により取扱うほかこの規定の他の条項を準用し

- (1) 原則として当行がキャッシュカード(ただし法人カードを除きます。)を発行している 預金者に限り、当行の現金自動預入支払機(以下「当行ATM」という。)を使用してこ の通帳により普通預金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしな い取扱もできます。
- 当行ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMに通帳を挿入し、届出の暗証番号(以下「暗証」という。)および金額を正

確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。 停電、故障等により当行ATMが停止しその取扱ができないときは前項の取扱はできま せん。

- (4)暗証を変更するときは当行ATMを使用して暗証を変更してください。または当行所定 の書面によって当行に届出てください。 この規定に定めのない事項は、ひろぎんカード規定により取扱います。

(通帳・暗証の管理等) 17.

-) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用された通帳が、当行が本人に交付した通帳であること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法に より確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) 通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。通帳が偽 造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに通帳による預金の払戻し停止の措置を講じます。)通帳の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。 (当行の現金自動預入支払機による偽造通帳等による払戻し等)

3. (ヨ1)の現金自動預入文払機による協連通帳等による払戻し等) 当行ATMを使用した偽造または変造通帳による払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを 当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。 この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、通帳および暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。 3. (当行の現金自動預入支払機による盗難通帳による払戻し等)

- (1) 通帳の盗難により、他人に当該通帳を不正使用され生じた当行ATMによる払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

- 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測さ れる事実を確認できるものを示していること
- 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行 へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数 とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の 額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。 ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当す る金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難通帳等を用いて行われた不正な預金払 戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されな いものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、 当行は補てん責任を負いません。
 - 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれ かに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

- B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人 (家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合 C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽り の説明を行った場合
- 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して通帳が盗難に あった場合

以上

ひろぎん貯蓄預金規定

- 1. (取扱店の範囲)
 - この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。
- (証券類の受入れ)
- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ
- 補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額 によって取扱います。
- 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じて その取立手数料をいただきます。
- (振込金の受入れ) 3.
 - (1)
 - この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。 (2)
- (受入証券類の決済、不渡り) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、 (1)
- (1) 配分類は、文人店で収立で、不及区域時限の経過後での表情を確認したりんでなりれば、 受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日 は、通帳の摘要欄に記載します。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知 を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は
- 当店で返却します。 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類につい て権利保全の手続をします。
- (預金の払戻し) 5.
 - この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)してこの通帳とともに提出してください。
- (自動支払い等)
 - この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。
 - また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定 することはできません。
- (利息)
- 7. (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高 から除きます。以下同じ。)1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当行所定の日に、この預金に組入れます。 この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高(以下「基準残高」といいます。) は10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は1か月ごとに変更し、
 - 新利率は毎月第1月曜日から適用します。

 - 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間は、普通預金利率と同一利率。 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間は、当該期間における当行が設けた金額 階層区分別に定めた店頭掲示の利率。
- (届出事項の変更、通帳の再発行等)
 - (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行 は責任を負いません。
 - (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める

ことがあります。

(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任が
- されている場合にも、前2項と同様に届出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(印鑑照合等) 10.

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届出の印鑑(ま たは署名鑑・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえ は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 は、

11. (譲渡、質入れの禁止)

- この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。 (1)
- 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行 (2)います。

(反社会的勢力との取引謝絶) 12.

この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれ にも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするもの とします。

(解約等) 13.

- (1)
- (**PFTV) ラ**) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② 口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき

 - 提出資料が真正でないことが判明したとき

 - この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合 この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認め られる場合
- 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切で ある場合には、当行はこの預金取引を停止し、 または預金者に通知することによりこの預 金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した 場合
 - 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - 暴力団 Α
 - 暴力団員 В
 - 暴力団準構成員 \mathbf{C}
 - 暴力団関係企業 D
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 その他前各号に準ずる者 Ε
 - 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - В
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為
 - 13.1.1.3.0.1、日本的なロッセし、また森力を用いる行為 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の 業務を妨害する行為 その他前各号に準ずる行為 D
 - E

- (4) この預金が、最終の預入れまたは払出から5年間利息決算以外の入出金がない場合には
- 当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行を相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(災害等による免責)

欠の各号の事由により振込・振替金等の入金不能、入金遅延等があっても、これによって 生じた損害については、当行は責任を負いません。 ① 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

- 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわら 端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

(保険事故発生時における預金者からの相殺) 16.

この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保する ために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(1) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対

- の頂面で担保される頂務かある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。 当行の定めによるものとします。
- 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとしま す。
- 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、 その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

(通帳による預金の払戻し)

通帳による貯蓄預金の払戻しについては次により取扱うほかこの規定の他の条項を準用し

- (1) 原則として当行がキャッシュカード(ただし法人カードを除きます。)を発行している 預金者に限り、当行の現金自動預入支払機(以下「当行ATM」という。)を使用してこ の通帳により貯蓄預金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしな い取扱もできます。
-) 当行ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMに通帳を挿入し、届出の暗証番号(以下「暗証」という。)および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

停電、故障等により当行ATMが停止しその取扱ができないときは前項の取扱はできま せん。

- (4) 暗証を変更するときは当行ATMを使用して暗証を変更してください。または当行所定の書面によって当行に届出てください。 (5) この規定に定めのない事項は、ひろぎんカード規定により取扱います。

(通帳・暗証の管理等) 18.

当行は、支払機または振込機の操作の際に使用された通帳が、当行が本人に交付した通

- 帳であること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。 通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。通帳が偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに通帳による預金の払戻し停止の措置を講じます。 通帳の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。 (当行の現金自動預入支払機による偽造通帳等による払戻し等)

(当行の現金自動預入支払機による偽造通帳等による払戻し等)

当行ATMを使用した偽造または変造通帳による払戻しについては、本人の故意による場 合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを 当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、通帳および暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

(当行の現金自動預入支払機による盗難通帳による払戻し等)

(1) 通帳の盗難により、他人に当該通帳を不正使用され生じた当行ATMによる払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害 (手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。 〕 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

- 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測さ
- れる事実を確認できるものを示していること 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行 へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数 かあることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難通帳等を用いて行われた不正な預金払
- 戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されな いものとします。
- 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、 当行は補てん責任を負いません。
 - 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれ かに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

- 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
- 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽り の説明を行った場合
- 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して通帳が盗難に あった場合 以上

ひろぎん納税準備預金規定

(預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税(以下「租税」という。)納付の準備のためのもので、当 行の本支店でいつでも預入れができます。

(証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額 によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じて その取立手数料をいただきます。

(振込金の受入れ)

(1)

この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。 (2)

(受入証券類の決済、不渡り)

- 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、 受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日 (1)は、通帳の摘要欄に記載します。
- 受入れ証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を 届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落し、その証券類 は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類につい て権利保全の手続をします。

(預金の払戻し)

- この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができ ます。ただし、災害その他の事由で、当行がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の 目的でも払戻しができます。
- ロいても私内しかできます。) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記 名押印(または署名)してこの通帳とともに当店に提出してください。) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納 付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。 ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しま すので、それにより納付してください。
- すので、それにより納付してください。 この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてく ださい。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そ のいずれかを支払うかは当行の任意とします。

6 -(利息)

- この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を1円として、毎年3月と9月の当行所定の日に、 (1)店頭表示の預金利率表記載の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および第13条第3項の規定によりこの 預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を 適用することなく、その全額につき店頭表示の預金利率表記載の普通預金利率によって計 算します。
- (3) 前2項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。 (4)

(納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金(以下 「納税貯蓄組合預金」という。)である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり 取扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は第5条第1項にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができ ます。
- ・ 1000 元 1000 せん。

8.

- (**届出事項の変更、通帳の再発行等)** この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があ ったときは、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は 責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める

ことがあります。

(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任が
- されている場合にも、前2項と同様に届出てください。
 (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10.

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署 名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの 書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責 任を負いません。

(譲渡、質入れの禁止) 11.

- この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行

(反社会的勢力との取引謝絶) 12.

この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(解約等) 13.

- (1)
- (解初寺)
 この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。

 - ② 口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または口座開設時の

 - 提出資料が真正でないことが判明したとき この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合 この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認め られる場合
- 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場 合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約 することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - 暴力団 Α
 - 暴力団員 В
 - 暴力団準構成員 C
 - 暴力団関係企業 D
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 その他前各号に準ずる者 Ε
 - 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - __ 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為 В
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を D 妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為 Ε
- (4) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止さ れその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当

行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(保険事故発生時における預金者からの相殺)

この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対 する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

-) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅 滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができる ものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
 (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

振 込 規 定

(適用範囲)

振込依頼書または当行の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を 含みます。以下「振込機」といいます。)による当行または他の金融機関の国内本支店にあ る受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

(振込の依頼)

振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。 (1)

- 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種 目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電語番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
- 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

振込機による振込の依頼は、次により取扱います。

振込機は当行所定の時間内に利用することができます。

1回あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口 座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。

当行は振込機に入力された事項を依頼内容とします。

- ・ ヨロは豚心豚にヘ刀とれた事類で豚類内谷としまり。 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力が あったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる 手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払ってください。

(振込契約の成立)

- (1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。 (2) 振込機による場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼
- 内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。

(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、利用明細票または振込金受取帳等(以下「振込金受取書等」といいます。)を交付しますので、依頼内容を確認してください。 この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してく ださい。

(振込通知の発信)

- 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに (1)次により振込通知を発信します
 - ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振 込通知を発信することがあります。

文書扱いの場合には、依頼日以後4営業日以内に振込通知を発信します。

窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、 前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に電信扱により振込通知を発信します。

(証券類による振込) 5.

小切手その他の証券類による振込資金等の受入はしません。

6. (取引内容の照会等)

- (1)受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会 してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を 報告します。
- 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。 谷にういて照会することがあります。この場合には、すみくがに固合してくたさい。 当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手統に準じて、振込資金の受領等の手続きをとってくださ

(依頼内容の変更)

- (成柄内谷の支え) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正 の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する 場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。 ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の振込訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取 (1)
 - 書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

当行は、振込訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

- 前項の訂正について、提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の 注意をもって認めたうえその取扱をしたときは、これによって生じた損害については、当 行は責任を負いません。
- 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂 正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(組戻し)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻し の手続きにより取扱います。
 - 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の振込組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受 取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を 求めることがあります。

当行は、振込組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

組戻しされた振込資金は、振込組戻依頼書に指定された方法により返却します。ただし、当行がやむをえないと認めたときは、現金で返却を受けることができるものとし、そのときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却について、提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その振込資金を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組

戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(通知・照会の連絡先)

- この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・ (1)電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(手数料) 10.

振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。 (1)

- (2) 依頼内容の変更の受付にあたっては、当行所定の訂正手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、訂正ができなかったときは、訂正手数料は返 却します。
- (3) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の 振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却し
- (4) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店 頭表示の振込手数料をいただきます。

この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

(災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損 害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があっ
- 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

(**譲渡、質入れの禁止**) 振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはでき ません。

(預金規定等の適用) 13.

- 振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびひろぎんカード規定等により取扱います。
- (2) 成年後見人等の届出については、普通預金規定第8条を準用します。

以上

ひろぎんカード規定

(カードの利用)

普通預金(ひろぎん総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行 したひろぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カード(以 下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用 することができます。

当行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に 預入れをする場合

、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携し た金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合 当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機

関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金 自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を 預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

④ その他当行所定の取引をする場合

(預金機による預金の預入)

預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣・硬貨に限ります。

また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

(支払機による預金の払戻し)

- 、 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- 日、地域のより仏人間が高い提出は必要のりません。) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。 なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自 動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しは できません。

(振込機での預金口座からの振替えによる振込の依頼)

- 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場 合には、振込機の画面表示等操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 当行および振込提携先の振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻 し、振込の依頼をする場合には、振込機による1回あたりの振替えは、当行または提携先 所定の金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの振替えは、当行所定の金額の範囲内とします。

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、 振込の依頼をする場 合に、振込金額、振込手数料および第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額の合計額 が振替えにより払戻すことのできる金額をこえるときは、その振替えによる払戻しおよび 振込の依頼はできません。

(自動機利用手数料等)

- 預金機、支払機または振込機を使用して、預金の預入れ、払戻し、または振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し振込の依頼をする場合には、当行所定の預金機、支払機、 金口座からの旅音をにより払戻し振込の依頼をする場合には、当行所定の損金機、又払機、および振込機、ならびに提携先所定の支払機および振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
 (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れ、払戻し、または振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し振込の依頼をする時に、通帳および払戻請求書なしで、その預金口座から自動物に引
- はより私人し派込の収穫でする時に、理帳のよび私庆請求責なして、その預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。)振込手数料は、振込資金の預金口座からの振替えによる払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。 なお、振込提携先の自動機利用手数料および振込手数料は、当行から振込提携先に支払 います。

(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による第1条に定めるカード (1)の利用をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行 は代理人のためのカードを発行します。 (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

(預金機・支払機・振込機故障時の取扱い)

- 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、 当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に 限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口で カードにより預金の払戻しをすることができます。 なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に所定の事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。
 (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項に加え振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入) カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取 扱った場合にも同様とします。

なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額、振込手数料金額(自動機利用手数料と振込 手数料金額は合計額)は別行で通帳に記入します。

- (カード・暗証の管理等) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付した
- カードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
 (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されるようなと思想した。 たことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
 (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻し について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合 を除き、その効力を生じないものとします。

である。 この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、 警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

(盗難カードによる払戻し等)

カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利 息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。 ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

- 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測さ
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることでの他の
 金難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行わ れた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カード等を用いて行われた不正な預金 払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用され ないものとします。
- 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、 当行は補てん責任を負いません。
 - 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれ かに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

- 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人 (家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合 、本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽り の説明を行った場合
- 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難 にあった場合

2. (カードの紛失、届出事項の変更等) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合に は、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

(カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカード再発行は、当行所定の手続をした後に行います。 この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

(預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、 当行は責任を負いません。

なお、提携先の支払機および振込提携先の振込機を使用した場合の提携先および振込提携 先の責任についても同様とします。 **i. (解約、カードの利用停止等**)

- (1)預金口座を解約する場合またカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に
- 返却してください。 (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利 (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利 用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止 を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経 過した場合
 - カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した
- (譲渡、質入れ等の禁止) 16.

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

(災害等による免責) 17.

次の各号の事由により振込・振替金等の入金不能、入金遅延等があっても、これによって 生じた損害については、当行は責任を負いません。 ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわら 、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

(規定の適用) 18.

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、ひろぎん総合口座取引規定、ひろぎん貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

以上

ひろぎんICキャッシュカード特約

(特約の適用範囲等)

- この特約は、ICキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能(以下、 (1)全国銀行協 かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。)の利用を可能とするカードの ことをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、ひろぎんカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱 われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、ひろぎんカード規定が適用され るものとします。
- この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、ひろ ぎんカード規定の定義に従います。

(ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動支払機、現金自動預入払出兼用機、 振込機その他の端末(以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。)を利用す る場合に、提供されます。

(ICキャッシュカードの利用)

ひろぎんカード規定第1条に定める提携先・振込提携先のうち、一部の提携先・振込提携 先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができない預金機・支払機・振 込機を設置している場合があります。この場合、当該預金機・支払機・振込機では、ひろぎ んカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。

(一日あたりの払戻金額)

当行は、当行および提携先・振込提携先の預金機・支払機・振込機を利用した預金払い戻しにおける一日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとし

ます。

- (ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取り扱い) ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。
- (ICチップ読取不能時の取り扱い等)
 -)ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合にはICチップ提供機能のご利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てく ださい。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (ICキャッシュカードの有効期限・再交付)
- (1) ICキャッシュカードは、カードの性質上、当行所定の有効期限があり、有効期限が経過したICキャッシュカードを利用することはできません。
- 上記(1)の有効期限が到来する前に、当行は有効期限を延長した新しいICキャッシュカー ドを再交付します。

以上

ひろぎんデビットカード取引規定

- (定義)
 - この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。
 - 加盟店 日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」といいます。)所定の加盟 店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ協議会に直接加盟店として登録され 店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ協議会に直接加盟店として登録され協議会の会員である一または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人もしくは個人(以下「直接加盟店」といいます。)、規約を承認のうえ直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人もしくは個人、または規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり規約を承認した法人もしくは個人をいいます。
 ② ひろぎんデビットカード 当行がひろぎんカード規定等にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金等(総合口座取引の普通預金、プラス30・カードローンの普通預金および当該当座貸越を含みます。)当行所定の預金等のキャッシュカードをいいます。
 ③ 売買取引債務 加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務をいいます。
- 2. (適用範囲)

加盟店に対して、ひろぎんデビットカードを提示して、当該加盟店との売買取引について 負担する売買取引債務を当該ひろぎんデビットカードの預金口座(以下「預金口座」といい ます。)から預金の引落し(ひろぎん総合口座取引規定等にもとづく当座貸越による引落し を含みます。以下単に「預金の引落し」といいます。)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

- (利用方法等)
- ひろぎんデビットカードをデビットカード取引に利用するときは、自らひろぎんデビット カードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末 機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にひろぎんデビットカードを引き渡した うえ加盟店をしてひろぎんデビットカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買 取引債務の金額を確認したうえで、端末機にひろぎんデビットカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、ひろぎんデビットカ ードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行なうことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - 1回あたりのひろぎんデビットカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超 、または最低限度額に満たない場合
- え、または最低限度額に満たない場合 売買取引の目的物(役務等を含む)が、加盟店がデビットカード取引を行なうことが できないものと定めた商品または役務等に該当する場合 次の場合には、ひろぎんデビットカードをデビットカード取引に利用することはできません。 1日あたりのひろぎんデビットカードの利用金額(ひろぎんカード規定等による預金 の払戻金額を含みます。)が、当行が定めた範囲を超える場合 2 当行所定の回数を超えてひろぎんデビットカードの暗証番号を誤って端末機に入力し

た場合

- ひろぎんデビットカード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損してい る場合
- 当行がデビットカード取引を行なうことができない日または時間帯として定めた日また は時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。
- 当行所定の預金等のキャッシュカードをデビットカードに利用することに関しては、何ら特別の手続きをする必要はありません。ただし、デビットカード取引を希望しない場合 は、当行所定の手続きをしてください。

(デビットカード取引契約による取扱い)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、都度、端末機に口座引落確認を表わす電 文が表示されないことを解除条件として、当該加盟店との間でデビットカード取引の個々の 契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して当該売 買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による当 該売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、 通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(預金の復元等)

- デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取 引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落された預 金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落され た預金の復元を請求することもできないものとします。
- た関金の優儿を萌ぶりることもできないものとしまり。) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行なった加盟店にひろぎんデビットカードお よび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経 由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該 電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合 電又をデビットカート取引突約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合 に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請 求するにあたっては、自らひろぎんデビットカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟 店にひろぎんデビットカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてくださ い。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元は できません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金 により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。 デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端
- 末機にひろぎんデビットカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立 した場合についても、前3項に準じて取扱うものとします。

(読替規定)

ひろぎんデビットカードをデビットカード取引に利用する場合におけるひろぎんカード規 定の適用については、次の各号のとおり、読み替えるものとします。

- ① 同規定第8条中「カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額 または振込手数料金額の通帳記入は」とあるのは、「デビットカード取引により引落さ れた金額の通帳記入は」とします。
- ② 同規定第9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは、 「端末機」とし、「預金 の払戻し」とあるのは、「預金の引落し」とします。 ③ 同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、
- 「端末機」とします。

(規定の適用) この規定に定めのない事項は、ひろぎんカード規定により取扱います。

- 1. 貯蓄預金について発行したひろぎん貯蓄預金カードは、デビットカードではありません。
- 2. ひろさん できます。 ひろぎん便利パックキャッシュカードは、普通預金側のみがデビットカード取引に利用

以上

Pav-easy(ペイジー)口座振替受付サービス取引規定

(サービスの概要)

大手量販店、信販・クレジット会社、保険会社等に対し、各種料金支払に係る口座振替依頼の手続きをお客さまが行う際、各企業の店頭設置の専用端末にキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力することで、電子的に手続きを行うことができるサービスです。 従 来の口座振替依頼書へのお届け印鑑の押印が不要となります

(適用範囲)

- (過用報題)
 当行と預金口座振替に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」といいます。)所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人(以下「収納機関」といいます。)、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口(以下「取扱窓口」といいます。)に対して、キャッシュカード〔当行が普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)についてキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)にかかる規定にもとづいて発行したカード。以下「カード」 (1)
- といいます。〕を提示して、後記4.(1)の預金口座振替の依頼を行うサービス(以下「本サービス」といいます。)については、この規定により取扱います。
 (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座(以下「当該口座」といいます。)の預金者本人に限り、当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

(利用方法等)

- 本サービスを利用するときは、預金者は自らカードを取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号を第三者(収納機関の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自 (1)ら入力してください。 次の場合には、本サービスを利用することはできません。 ① 停電、故障等により端末機による取扱ができない場合。

- 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間 帯は、本サービスを利用することはできません。

(預金口座振替契約等)

- (1) 前記3.(1)により暗証番号の入力がされたときに、契約が解除されるまでの期間、収納 機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口 座から引き落としのうえ支払う旨の契約(本規定において「預金口座振替」といいます。) が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の 受付確認を表す電文が表示されないときは、預金口座振替は成立しなかったものとします。 当行が預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、 払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落とします。 前記(1)にかかわらず、当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当
- (2) 前記(1)にかかわらず、当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当行は預金口座振替を解除できるものとします。 (3) 収納機関の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)において請求書記
- (3) 収納機関の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます。)を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降任意の日に引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額をこえる場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。
 (4) 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。
 (5) 長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替が終了したものとして取扱うこができるものとします。
- 金口座振替が終了したものとして取扱うこができるものとします。

5. (本サービスの機能を停止する場合)

本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行国内本支店へ申出ることにより 停止することができます。当行はこの申出を受けたときは、本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。

(免責事項)

- 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預 (1)金口座振替の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切の 責任を負わないものとします。

(規定の準用・変更)

- この規定に定めのない事項についてはキャッシュカード (普通預金・貯蓄預金)にかかる 規定により取扱います。
- (2) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認め られる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとし

以上

Pay-easy (ペイジー) 料金等払込サービスATM取引規定

Pay-easy (ペイジー) 料金等払込サービス (以下「料金等払込」といいます。) は、当行 Tay-casy (スインー) 科本寺がたりっころ (以下「村本寺がた」といいます。) は、当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等(以下「料金等」といいます。) の払込を行うため、当行所定の現金自動預入払出兼用機(以下「当行ATM」といいます。) において、預金(普通預金(ひろぎん総合口座取引の普通預金を含みます。) および貯蓄預金をいいます。以下同じです。) の機能をもつ当行のキャッシュカード(以下「カード」といいます。) する別別のなどまた。 を利用して、払込資金を当該カードの預金口座から引き落とし(ひろぎん総合口座取引規定に基づき当座貸越により引き落とす場合も含みます。)または、払込資金として現金を投入し、料金等の払込を行う取扱いをいい、この取扱いについてはこの規定により取扱います。

(利用方法)

- 料金等払込をするときは、当行ATMの画面表示等の操作手順に従って、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号その他当行所定の事項を当行ATMに正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依 (1)頼してください。
- 前項の依頼に基づく照会の結果として当行ATMの画面に表示される納付情報または請 求情報を確認したうえで、料金等払込の依頼を行ってください。 なお、当行ATMの画面表示等の操作手順に従って当行所定の事項を正確に入力してくだ さい。
- 第1項の依頼内容および第2項の収納機関からの照会結果について、不備があったとして も、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(料金等払込にかかる取引の成立)

- 料金等払込にかかる取引は、当行がコンピュータ・システムにより依頼内容を確認して 払込資金の受領を確認したときに成立するものとします。
- 前項により取引が成立したときは、当行は、領収書に代えて依頼内容を記載した利用明細票を交付しますので、依頼内容を確認してください。 この利用明細票は、取引の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

次の場合には、料金等払込を行うことはできません。 ② 停電、故障等により取扱いできない場合

- 申込内容に基づく払込金額が、手続時点において当該カードより払い戻すことのできる金額(当座貸越があるときは貸越可能残高を含みます。)を超える場合 1日あたりのまたは1回あたりの当該カード利用金額が、当行が定めた範囲を超える場

当該カードの口座が解約済みの場合

- 当該カードに関する支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った 場合
- 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合

- ⑦ 当行または収納機関が料金等払込の取扱いを行うことができないものとして定めた日 または時間帯に、料金等払込の取扱いを行う場合 当行所定の回数を超えて当該カードの暗証を誤って当行ATMに入力した場合
- (8)
- 当該カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合 その他当行が必要と認めた場合 (9)

10

料金等払込にかかる取引が成立した後は、料金等払込の依頼を撤回することができませ (4)

(5) 収納機関からの連絡により、料金等払込が取り消されることがあります。 (6) 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払 込の利用が停止されることがあります。料金等払込サービスの利用を再開するには、必要 に成じて光気まなは収納機関所定の手続を行ってください。 に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。

(取引内容の照会)

- 収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収 納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- 当行で料金等払込を受け付けるとき、当行および他の金融機関にて既に払込済かどうか は確認を行いません。必要以上に料金等を払込んだ場合、その後の対応については収納機 関に直接お問い合わせください。
- (3) 当行が発信した収納済通知について収納機関等から照会があった場合には、依頼内容に ついて照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行から の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、 これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(通知・照会の連絡先)

- この取引について依頼人へ通知・照会をする場合には、料金等払込の依頼にあたって入力された電話番号または払込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話 (1)
- 番号を連絡先とします。 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会を することができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (災害等による免責) 6.

次の各号の事由により払込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損 害については、当行は責任を負いません。 ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

- 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわら 、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (譲渡、質入れ等の禁止) 7.

利用明細票およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできませ

(規定の変更) 8.

当行は、合理的な理由がある場合は、本規定を変更できるものとします。

- (預金規定等の適用)
 - (1) 払込資金等を預金口座から振替えて払込の依頼をする場合における預金の払戻しについ ては、関係する預金規定およびひろぎんカード規定等により取扱います。
 - なお、この規定に定めのない事項については、普通預金規定、ひろぎん総合口座取引規 定、ひろぎん貯蓄預金規定、ひろぎんカード規定および振込規定等その他関連諸規定によ り取扱います。

以上

定期性預金・共通規定

(規定に使用する用語の読みかえ)

- (1) この預金を証書式で預入した場合は、規定で使用されている「通帳」を「証書」と読み替えてください。 (2) 証書に受取欄がある場合は、「当行所定の払戻請求書」として使用します。 (証券類の受力の)

- 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、

通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。なお、証書でお預入れのと きはこの証書と引換えに返却します。 (**届出事項の変更、通帳の再発行等**)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責 任を負いません。
- 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行 所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めること があります。

(成年後見人等の届出)

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人
- 等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人 の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任が されている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、 相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があって もそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(譲渡、質入れの禁止)

- この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。 (1)
- 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行 (2)います。

(反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第8条第1項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第1項1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができる ものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - 暴力団 Α
 - 暴力団員 В
 - 暴力団準構成員 C
 - 暴力団関係企業 D
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 その他前各号に準ずる者
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為 В
 - C
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を 妨害する行為 その他前各号に準ずる行為

(証書の効力)

満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 D. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

10.

この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた

場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が

場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前「①」の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたしま

) 第「①」による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は 遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができ るものとします。

第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日ま

でとし、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通 知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、 借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定め によるものとします。

第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用す

るものとします。

第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めが あるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当 行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

| **(自動継続)**この預金商品並びにこれに付随する各種取引及びサービス等(以下「預金商品等」といいます。)については、合理的な理由により同預金商品等の内容が変更あるいは廃止となる場合には、当行は、同預金商品等の取扱いを停止し、当行が適切と判断する処理を行うことが できるものとします。

> 以 上

この『共通規定』は、この規定集のすべての定期預金に適用いたしますので、該当する定期 預金の規定とともにぜひご一読ください。

自動継続期日指定定期預金規定

(預入の最低金額)

この預金の預入れは一口1万円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

(自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。 継続された預金についても同様とします。 (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この
- 預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。 (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までに その旨を当店に申出てください。

(預金の支払時期等)

原金ツ又払呼知等) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。 満期日はこの預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(通帳記載の据 置期間満了日。継統をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限まで の間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か 月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万 円以上の金額で指定してください。

- ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかった ものとしたときを含む。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があっ た後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないとき
- も同様とします。 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなか ったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、 引続き自動継続の取扱をします。

この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約 (1)するときは満期日)の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および次の預入期間 に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

① 1年以上2年未満…通帳記載の「2年未満」利率
② 2年以上……通帳記載の「2年以上」利率(以下「2年以上利率」という)

(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

- 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入 金しまたは元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は 満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日 または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の
- 利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第 8条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続 日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満………解約日における普通預金の利率

- 4
- 6か月太高……………解約日における普通 6か月以上1年未満……2年以上利率×40% 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50% 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60% 2年以上1年6か月未満……2年以上利率×70%
- 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90% この預金の付利単位は1円とします。

(5)

(預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記 名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

以

上

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定 複利型

(自動継続及び一部解約)

- この預金は通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動 的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預
- 金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。 (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出て
- ください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。 預入日(継続をしたときはその継続日)の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日 までの日を満期日(継続をしたときはその満期日)としたこの預金は、預入日(継続をしたときはその継続日)の1年経過後に一部を1万円単位で解約することができます。

(利息)

(円) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金でき

ず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通

帳とともに提出してください。 継続を停止した場合の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。 なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数 よび解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金の一部を預入日(継続をしたときはその継続日)から1年経過後に解約する場 合、その利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日の前日までの日数に ついてつぎの預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって6か

月複利の方法で計算し、一部解約の元金とともに支払います。 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第 8条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。 以下同じです。)から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金(M型を 含む)の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り 捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 (4)

(預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により 記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
(2) この預金を預入日(継続をしたときはその継続日)から1年経過後に一部解約するとき

は、当行の所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提 出してください。

以上

自由金利型定期預金(M型を含む)の期限前解約利率表 (大口定期およびスーパー定期の期限前利率表)

預入期間当初約定期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
1ヶ月以上3年未満	普通預金利率	50%	70%	70%	70%	70%							
3年以上4年未満	普通預金利率	40%	50%	60%	70%	90%	90%						
4年以上5年未満	普通預金利率	20%	20%	20%	30%	30%	50%	70%					
5年以上6年未満	普通預金利率	10%	20%	20%	20%	20%	50%	70%	70%				
6年以上7年未満	普通預金利率	10%	20%	20%	20%	20%	30%	50%	70%	90%			
7年以上8年未満	普通預金利率	10%	10%	10%	20%	20%	30%	50%	70%	70%	90%		
8年以上9年未満	普通預金利率	10%	10%	10%	20%	20%	20%	30%	50%	70%	70%	90%	
9年以上10年未満	普通預金利率	10%	10%	10%	20%	20%	20%	30%	50%	70%	70%	80%	90%
10年	普通預金利率	10%	10%	10%	20%	20%	20%	30%	50%	60%	70%	80%	90%

預入日から解約日までの預入期間が6ヶ月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日時点のスーパー定期・スーパー定期の0(大口定期の場合は大口定期)の店頭表示利率に 90%を乗じた利率を上回らないものとします。

盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てん ならびに本人確認の取扱に関する特約

(特約の適用範囲等)

この特別は、個人のお客様の預金取引に適用されます。 (1)

(2)

)この特別は、個人のお各様の頂面根切に適用されます。) この特約は、以下の取扱を定めるものです。 ① 盗難された通帳、証書(以下、「通帳等」といいます。)を用いて不正な払戻し(解約 ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。)が行われた場合における取扱 ② 本人確認(預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。)に関する取扱)この特約は、各種預金規定(以下「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに原 規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが 適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

(盗難された通帳等による不正な預金払戻し等)

盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し(以下、本条において「当該払戻し」 といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該 払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求す ることができます。 ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測さ

- れる事実を確認できるものを示していること
 (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数 かあることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日叙とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失(重大な過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

 (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難通帳等を用いて行われた不正な預金払電しが最初に行われた日。)から 2年を経過する日後に行われた場合には 適用された
- 戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されな いものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、 当行は補てん責任を負いません。
 - 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれ かに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

- 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家
- 事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項についての偽りの説明を行った場合
- 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して通帳が盗難に あった場合
- 当行が当該預金について本人に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の
- において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。 限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。)当行は、①不正な払戻しを受けた者その他の第三者から本人が損害賠償または不当利得 返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、②不正払戻しにより被った被 害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項にもとづく補てんの請 求には応じることはできません。
- (7) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度
- において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金 額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他第三者に対して本人が有する損害賠償 請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3. (預金の払戻しにおける本人確認) 預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以上

